

国立市議会議長 遠藤直弘 様

陥没穴工事後2カ月後に同一場所に陥没穴手抜工事業者に、国立市役所が税金30万円を支払った に関する陳情

陳情の趣旨 (陳情の原因及び理由)

- 一. 令和7年2月6日国立市中1丁目8番11号所在の花壇に陥没穴を発見し、国立市役所に連絡したが、対応を行わなかったので消防署と警察に連絡して、国立市は令和7年2月14日に対応を行ったが、
(1)当該調査工事が午前8時から行われていたにもかかわらず、市の担当者が立ち会っていなかった
(2)陥没穴を掘った際に産業廃棄物が発見されたにもかかわらず、東京都の担当部署に報告すると手続きを執らず、工事を進めた
(3)『上記産業廃棄物の処理運搬を、許可を受けていない車で行った点で違法であると』旨を令和7年2月18日総合オンブズマン苦情等調査申立ての面談を行ったが、国立市はオンブズマン調査に対し国立市役所は、偽りの説明を行い手抜工事を隠滅した。
(4)手抜工事の費用を開示請求すると工事費用約30万円であった。
- 二. 令和7年4月中旬同一場所に再度陥没穴直径10cmが発生したと連絡したが、国立市役所は花壇用プラチック鉢入縦50cm横40cmを被せて隠していた。
- 三. 令和7年5月中旬同一場所の陥没穴直径20cmに拡大したと連絡したが、国立市役所はコンクリートブロックを穴に詰め込み土を被せて陥没穴を隠滅した。
- 四. 令和7年6月中旬のゲリラ豪雨によりコンクリートブロックが穴底に落下して陥没穴直径30cmの穴があき国立市役所は対応を行わなかった。
- 五. 令和7年6月27日消防署・警察に『国立市中1丁目8番11号所在の花壇に陥没穴がある。』旨を連絡して、消防官と警察官が現場検証して『立ち入り禁止警視庁ビニールテープ』をはった。
- 六. 令和7年6月30日陥没穴上に花壇用プラチック鉢入縦50cm横40cmで穴を隠し、更に建築廃材で穴を隠していた。

陳情事項

- 一. 令和7年2月14日国立市中1丁目8番11号所在の花壇陥没穴の工事立会いの国立市役所が工事開始1時間後に到着して、産業廃棄物の許可のないトラックで産業廃棄物を搬送を確認しなかった。
- 二. 手抜工事で再度陥没穴発生したが、手抜工事業者に工事費用税金30万円を支払ったが30万円返還請求すべきである。
- 三. 令和7年5月中旬の手抜工事通報後の国立市役所のプラチック鉢入縦50cm横を被せて隠した。
- 四. 国立市役所が穴上にコンクリートブロックを詰め込み泥で隠し、ゲリラ豪雨で穴空く手抜対応をした。
- 五. 令和7年6月30日穴を隠す産業廃棄物詰め込み事件を警察現場検証テープ立入禁止の証拠保全した。